

動畜第2409号  
平成26年8月1日

大阪府環境審議会  
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井



紀泉高原鳥獣保護区の変更（区域の拡張）について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、地域の鳥獣の保護の見地から、その鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができるかとされています。

本府では「第11次大阪府鳥獣保護事業計画(計画期間:平成24年度~28年度)」において、紀泉高原鳥獣保護区について、区域を拡張することを計画しており、鳥獣保護区の指定にあたり、同法第28条第9項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

